

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和3年8月4日

廿日市市長 松本 太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ウォンツ佐方店

所在地 廿日市市佐方四丁目2番17号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,631㎡

(変更後) 1,340㎡

(2) 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

①駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

No	位置	収容台数
1	建物南東側屋外（添付図面3上に記載のとおり）	7台
		7台

(変更後)

No	位置	収容台数
1	建物南側軒下（添付図面5上に記載のとおり）	7台
		7台

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前9時00分	午後7時00分	但し、年間30時間まで延長可能

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前9時00分	午後10時00分	

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No,	駐車可能時間帯
1・2・3	午前8時30分～午後8時00分

(変更後)

駐車場 No,	駐車可能時間帯
1・2・3	午前8時30分～午後10時30分

3 変更する日

令和3年8月20日

4 変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住所
氏名・名称	代表者の氏名	
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一	広島市西区井口明神一丁目1番10号

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

No	位置	収容台数
1	建物南東側 (別添図面5上に記載のとおり)	19台
2	建物南西側 (別添図面5上に記載のとおり)	4台
3	店舗西側別敷地 (別添図面5上に記載のとおり)	12台
合計		35台

※駐車場 No3 整備台数23台の内12台を来客用の届出台数とする

②荷さばき施設の位置及び面積

No	位置	収容台数
1	建物西側 (別添図面5上に記載のとおり)	14.4m ²
合計		14.4m ²

③廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No	位置	収容台数
1	建物内西側 (別添図面5上に記載のとおり)	4.5m ³
合計		4.5m ³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場 No	出入口の数	位置
1	2 箇所	出入口 No. 1: 駐車場南東側 (別添図面 5 上に記載のとおり)
		出入口 No. 2: 駐車場南西側 (別添図面 5 上に記載のとおり)
2	1 箇所	出入口 No. 3: 駐車場西側 (別添図面 5 上に記載のとおり)
3	1 箇所	出入口 No. 4: 駐車場東側 (別添図面 5 上に記載のとおり)
合計	4 箇所	

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 (別添図面 5 上記載 No.)	荷さばき可能時間帯
1	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分

5 届出年月日

令和 3 年 8 月 3 日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

廿日市市環境産業部産業振興課 (廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号)

(2) 縦覧期間

令和 3 年 8 月 4 日から令和 3 年 12 月 3 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

7 意見書の提出

法第 8 条第 2 項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 3 年 12 月 3 日

(2) 提出先

廿日市市環境産業部産業振興課